

大洲喜多地区医療機能最適化検討業務仕様書

1 業務の名称

大洲喜多地区医療機能最適化検討業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

3 業務目的

大洲喜多地区の2次救急医療提供体制については、大洲喜多地域の救急輪番を担っている5病院の連携体制の構築を目指し、地域医療の充実を図ってきた。

この間、人口減少と少子高齢化は進展し、医療ニーズが高まると同時に、医師だけでなく、看護人材など医療の担い手不足も課題として顕在化するなど、地域医療を取り巻く環境は変化している。

当地域では、市長、医師会長、そして2次救急医療を担っている大洲喜多地区の5病院が一堂に会し、医療現場で直面する課題等について議論する「大洲喜多医療体制検討会」を開催し、人材不足や救急医療体制など多岐にわたる課題について議論を行っている。

このような経過を踏まえ、令和7年度において、（仮称）医療機能最適化検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、2次救急医療における医療需要など専門的分析を行い、将来を見据える中での地域の課題や本市に求められる2次救急医療機能を明らかにするとともに、必要とする2次救急医療機能を地域でどのように確保していくのか、複数の選択肢を挙げて検討し、各2次救急医療機関の方向性を一致することを目的としており、本業務において、これらに関する調査分析と検討及び検討会議に関する支援を求めるものである。

4 業務内容

(1) 大洲喜多地区の2次救急医療機関に関する現況調査分析及び課題整理

(2) 今後、大洲喜多地区に求められる2次救急医療機能や規模の検討

(3) 大洲喜多地区に求められる2次救急医療機能等の確保に関する具体策の検討

※ 上記 (1) (2) の分析・検討を踏まえ、大洲喜多地区で将来求められる医療機能、診療機能をどのように確保していくのか、複数の選択肢を挙げて検討を行う

(4) 検討会議の運営支援（資料作成・記録作成）

ア 開催回数 3回程度（最大5回を想定）

イ 会議時間 2時間程度

ウ 開催場所 大洲市総合福祉センター

エ 想定しているスケジュール

①令和7年5月下旬頃 第1回検討会議（想定：趣旨説明、分析項目の確認）

②令和7年7月頃 第2回検討会議（詳細複数案の提示）

③令和7年9月頃 第3回検討会議（以降、適宜検討会議を開催）

※現時点での予定であり前後する場合があります。

(5) 市民への経過説明・意見聴取に関する支援

必要に応じて、検討会議における議論の経過等を市民にも説明し、理解を求めるとともにアンケート等を通じて意見を聴取する。（検討会議の状況により開催しない場合もあります。）

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。紙ベースで2部、及びデータにより提出すること。

① 検討会議 報告書 . . . A4縦サイズ

② 検討会議 報告書（概要版） . . . A3横サイズで3ページ程度

6 留意事項

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。

(2) 収集すべきデータの内容及びその取扱いについては、本市と協議のうえ決定し、実施すること。

(3) 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(4) 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。

(5) 受託者は、本業務の実施にあたり定めのない事項や不明瞭な点、改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、市と協議のうえで決定する。

7 関係法規等の順守

(1) 関係法令等を順守し、法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。

(2) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を順守しなければならない。

(3) 受注者は、本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を順守させなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、大洲市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の明確化)

第3 受注者は、この契約による事務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第4 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第11 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（報告義務）

第13 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第14 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（実地調査）

第15 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実施に調査をすることができる。

（勧告）

第16 発注者は、受注者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第17 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第18 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第19 受注者は、前第1から第18までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。